

県南広域振興局長告示第 142 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 20 年 8 月 12 日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ミズサワ薬局前沢店	奥州市前沢区向田一丁目 20 番地 2	平成 20 年 5 月 6 日
あさひ薬局北上店	北上市花園町一丁目 7 番 8 号	平成 20 年 6 月 1 日
スマイル薬局西和賀店	和賀郡西和賀町沢内字太田 2 地割 151 番地	平成 20 年 7 月 1 日